

資料1

「(仮称) 青森市環境基本条例骨子案」に対する意見募集の結果について

「(仮称) 青森市環境基本条例骨子案」に対する意見募集に対し、ご意見をいただき誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間

令和7年8月29日（金）から令和7年9月28日（日）まで

2 意見の募集方法

公表資料を青森市ホームページに掲載したほか、青森市環境部環境政策課（駅前庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5か所）、各市民センター（11か所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

2名の方から2件のご意見をいただきました。意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	骨子に反映	今後条例案に反映	記述・整理済	実施段階検討	反映困難	その他	対象外	計
第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策	0	0	0	0	2	0	0	2
計	0	0	0	0	2	0	0	2

「骨子に反映」…………… 骨子に記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの

「今後条例案に反映」… 今後、条例案を作成する段階で記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの

「記述・整理済」………… 条例骨子に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの

「実施段階検討」………… 条例の実施段階で検討するもの

「反映困難」…………… 反映が困難なもの

「その他」…………… 上記以外のもの

「対象事項外」…………… 条例骨子案以外への意見

4 条例案骨子の策定

「(仮称) 青森市環境基本条例案骨子」は、皆様からいただいたご意見・ご提案を踏まえ、策定しました。

5 意見の募集結果と策定した条例案骨子の公表

「提出された意見の概要と市の考え方」と、策定した「(仮称) 青森市環境基本条例案骨子」につきましては、青森市のホームページに掲載するほか、青森市環境部環境政策課（駅前庁舎3階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5か所）、各市民センター（11か所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館でご覧いただけます。

なお、縦覧期間につきましては、令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）までとしていますが、青森市のホームページでは随時ご覧いただけます。

(公表資料)

- ・(仮称) 青森市環境基本条例案骨子に対する意見の概要と市の考え方
- ・(仮称) 青森市環境基本条例案骨子【概要版】
- ・(仮称) 青森市環境基本条例案骨子

6 お問合せ先

青森市環境部 環境政策課 電話 017-718-0286

(仮称) 青森市環境基本条例骨子案に提出された意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
1	第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策	<p>新発電所(太陽光・風力・潮力等)新設の際は開設以前の姿に戻すことを必須とする条件を付加してください。また、その担保として新設時に元の姿に戻す費用と廃棄物処理費用を青森県もしくは設置都市にて預かりとしてください。</p> <p>水源地の取水について、土地所有者によるその場での個人利用は特に上限無しでも可能。しかし、排水は自然に自己所有地へ染み込む量を上限とする。自噴水の事業利用、飲用での持ち出しある場合は1日あたり100Lを上限として新設してはいかがでしょうか。</p>	<p>本条例骨子案は、個別・具体に新たに規制を課すものではなく、市の環境全般に関する基本理念や市・事業者・市民の責務、施策等の基本的な考え方、方針について示す理念条例として位置づけているところです。</p> <p>個別の事案に係る規制等については、それぞれ関係法令等に基づき適切に対応しているところでありますが、いただいたご意見につきましては、府内で情報共有するとともに、本条例骨子案で策定することとしている環境基本計画を策定する際の参考とさせていただきます。</p>	反映困難
2	第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策	<p>メガソーラーについて、西バイパス沿いの森林を削り、住宅地からも広く見えるほど拡がってきています。今年、自宅(新城)付近で熊目撃情報が出ました。猿も複数回目撃されています。20年以上新城に居ますが、熊の目撃情報は初めてです。</p> <p>温暖化、猛暑の影響などとニュースでは言われていますが、熊、猿の目撃された場所から、メガソーラー設置場所は近く、ここ数年の急激な森林伐採のし過ぎかとしか思えません。</p> <p>近年の熊問題を解決するためにも、メガソーラー廃止、縮小を願います。ソーラー設置する場合は、建造物の屋根壁等に限るなど自然との距離を取ること。長期的に考え、廃棄、故障等、設置後のメンテナンス、保証金の積立等について詳細にして頂くこと。ソーラーの耐久性、万が一の発火等の安全性を考え、日本製を使用すること。</p> <p>あの梵珠山の素敵な里山風景が、突然メガソーラー一面になった時の衝撃は忘れられません。青森市の為、と言うのであれば、今一度、森林の中に設置するメガソーラーについて、廃止、縮小の検討をお願いしたいです。</p>	<p>本条例骨子案は、個別・具体に新たに規制を課すものではなく、市の環境全般に関する基本理念や市・事業者・市民の責務、施策等の基本的な考え方、方針について示す理念条例として位置づけているところです。</p> <p>個別の事案に係る規制等については、それぞれ関係法令等に基づき適切に対応しているところでありますが、いただいたご意見につきましては、府内で情報共有するとともに、本条例骨子案で策定することとしている環境基本計画を策定する際の参考とさせていただきます。</p>	反映困難

(仮称)青森市環境基本条例案骨子の概要

条例の 制定理由

①ゼロカーボンシティ宣言に係る地球温暖化対策をはじめとする環境政策の推進

○令和6年3月25日に表明したゼロカーボンシティ宣言に基づき地球温暖化対策に取り組む必要がある一方で、人と自然との共生が確保された豊かな自然環境を次世代へ引き継いでいく必要があることから、環境基本法を踏まえた環境全般について、基本となる考え方（環境基本計画）や市・事業者・市民の役割を明確化する必要があること。

②青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度への対応

○令和7年7月1日施行の「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」により、本県の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図ることを目的に、法令等に基づくゾーニングが設定されたほか、共生区域の申出や合意形成プロセス等における市の意見の回答等に当たり、外部専門家等からの意見聴取する仕組みが必要となっていること。

ゼロカーボンシティ宣言に係る地球温暖化対策をはじめとする本市の環境政策の推進や青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度へ対応するため、環境基本法に基づき、
(仮称)青森市環境基本条例を制定する。

環境基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（地方公共団体の施策）第36条 地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例 運用ガイドライン（抜粋）

第7章 共生区域の指定
3 協議会等について 市町村の職員のみで検討するのではなく、学識経験者等の第三者を構成員に含む協議会等を設置し、協議・検討を行うことが必要です。

(仮称) 青森市環境基本条例

【目的】 環境の保全及び創造についての基本理念を定めるとともに、市、事業者、市民の責務を明らかにすること等により、現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。

【施策の計画的な管理】 環境基本計画の策定、進捗管理

【施策の推進体制】 環境審議会の設置

条例の 特徴

- 市の環境に関する理念や施策等の基本的な考え方、方針について示す、理念条例として位置づけており、規制条例ではないため、事業者、市民の罰則等は設けない。
- 市、事業者、市民が果たすべき責務を定めており、3者が協力して地球温暖化対策などの環境施策や活動に取り組んでいく。
- 具体的な事項についての規定は環境基本計画等に委ねることとして、条例は施策の方向付けを行うもの。

条例の 体系案

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

各主体の責務及び役割

第4条～第6条 市、事業者、市民それぞれの責務及び役割

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第7条 施策の基本方針

第2節 環境基本計画

第8条 環境基本計画

第9条 年次報告書

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

第10条 施策の策定等に当たっての配慮

第11条 環境影響評価の推進及び自然環境等と再生可能エネルギーとの共生

第12条 規制の措置

第13条 誘導的措置

第14条 環境の保全及び創造に関する施設の整備等

第15条 資源の循環的な利用等の促進

第16条 教育及び学習の振興等

第17条 民間団体等の自発的な活動の促進

第18条 情報の提供

第19条 調査の実施及び監視等の体制の整備

第20条 国及び他の地方公共団体との協力

第4節 地球環境の保全の推進

第21条 地球環境の保全の推進

第3章 環境審議会

第22条 環境審議会

第23条 組織及び運営

第24条 会議

第25条 部会

第4章 雜則

第26条 雜則

条例制定に向けたスケジュール案

R7.11

民生環境常任委員協議会

⇒わたしの意見提案制度の結果及び条例案の議案提出の報告

R7.11

条例案を提案

⇒令和7年第4回市議会定例会

R7.12

条例施行

⇒公布の日からの施行を予定

別紙2

(仮称) 青森市環境基本条例案骨子

令和7年11月
青森市

目 次

前文	1
第1章 総則	
1 目的	1
2 定義	1
3 基本理念	2
4 市の責務	2
5 事業者の責務	2
6 市民の責務	3
第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策	
第1節 施策の基本方針	
1 施策の基本方針	3
第2節 環境基本計画	
1 環境基本計画	4
2 年次報告書	4
第3節 環境の保全及び創造のための施策等	
1 施策の策定等に当たっての配慮	4
2 環境影響評価の推進及び自然環境等と再生可能エネルギーとの共生	4
3 規制の措置	5
4 誘導的措置	5
5 環境の保全及び創造に関する施設の整備等	5
6 資源の循環的な利用等の推進	5
7 教育及び学習の振興等	5
8 民間団体等の自発的な活動の促進	6
9 情報の提供	6
10 調査の実施及び監視等の体制の整備	6
11 国及び他の地方公共団体との協力	6
第4節 地球環境の保全の推進	
1 地球環境の保全の推進	6
第3章 環境審議会	
1 環境審議会	7
2 組織及び運営	7
3 会議	7
4 部会	8
第4章 雜則	
(雑則)	8

前文

- ・青森市は、青森県の中央部に位置し、北は陸奥湾に面して青森平野が広がり、東から南にかけては奥羽山脈の一部をなす東岳山地から八甲田連峰が連なり、西は梵珠山を含む津軽山地から津軽平野へと続く雄大な自然環境に恵まれたまちです。また、縄文遺跡や中世の城跡などの文化的資源は、先人たちがこの豊かな自然から多くの恩恵を受けながら、伝統や文化をはぐくんできたことを今に伝えています。
- ・しかしながら、近年の効率性や利便性を優先する社会経済活動や生活様式は、私たちに物質的な豊かさをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っています。
- ・私たちは、健康で文化的な生活を営むことのできる良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない美しい地球と、ふるさと青森市の恵み豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。
- ・このような権利と責務の下に、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能なふるさと青森市を、市、事業者及び市民が共につくりあげていくため、この条例を制定します。

第1章 総則

1 目的

この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

2 定義

(1) 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

(2) 地球環境の保全

人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健

康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

(3) 公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいいます。

3 基本理念

- ・環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承できるよう適切に行われなければなりません。
- ・環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本市の地域特性を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければなりません。
- ・環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指し、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければなりません。
- ・地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることに鑑み、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければなりません。

4 市の責務

- ・市は、3に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければなりません。
- ・市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に向けて率先して取り組まなければなりません。

5 事業者の責務

- ・事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生じる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければなりません。
- ・事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の適正な処理等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めなければなりません。

- ・このほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

6 市民の責務

- ・市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の発生の抑制等により、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければなりません。
- ・このほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

1 施策の基本方針

- ・市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が実現されるよう総合的かつ計画的に行うものとします。
 - (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、人と自然が共生する良好な環境が確保されるよう、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。
 - (3) 市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことのできる環境が確保されるよう、緑化の推進、良好な景観の形成等快適できれいなまちづくりが推進されること。
 - (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築が図られること。
 - (5) 地域における環境への負荷の低減に向けた取組を通じて、地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

第2節 環境基本計画

1 環境基本計画

- ・市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければなりません。
- ・環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
 - (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項
- ・市長は、環境基本計画の策定及び変更に当たっては、あらかじめ、青森市環境審議会の意見を聴かなければなりません。
- ・市長は、環境基本計画を策定及び変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければなりません。

2 年次報告書

- ・市長は、毎年、環境の状況並びに市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

1 施策の策定等に当たっての配慮

- ・市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮するものとします。

2 環境影響評価の推進及び自然環境等と再生可能エネルギーとの共生

- ・市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するために必要な措置を講ずるものとします。
- ・このほか、市は、再生可能エネルギー発電事業について、自然環境、景観、歴史・

文化等との共生を図るために必要な措置を講ずるものとします。

3 規制の措置

- ・市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとします。
- ・市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとします。
- ・このほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとします。

4 誘導的措置

- ・市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

5 環境の保全及び創造に関する施設の整備等

- ・市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとします。
- ・市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとします。

6 資源の循環的な利用等の促進

- ・市は、環境への負荷の低減が図られるよう、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。
- ・市は、再生資源その他環境の負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

7 教育及び学習の振興等

- ・市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとします。

8 民間団体等の自発的な活動の促進

- ・市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

9 情報の提供

- ・市は、7の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに8の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとします。

10 調査の実施及び監視等の体制の整備

- ・市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとします。
- ・市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとします。

11 国及び他の地方公共団体との協力

- ・市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとします。

第4節 地球環境の保全の推進

1 地球環境の保全の推進

- ・市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するよう努めるものとします。
- ・市は、国、他の地方公共団体、民間団体その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとします。

第3章 環境審議会

1 環境審議会

- ・審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を調査審議するため、青森市環境審議会（以下「審議会」という。）を置きます。
- ・審議会は、環境の保全及び創造に関する施策について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができます。

2 組織及び運営

- ・審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織します。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- ・審議会の委員の定数は、20人以内とします。
- ・委員の任期は、二年とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- ・市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができます。
- ・審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定めます。
- ・会長は、会務を総理し、審議会を代表します。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

3 会議

- ・審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。
- ・審議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。
- ・審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- ・審議会は、審議のために必要があると認めるときは、職員その他関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めるることができます。

4 部会

- ・審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができます。
- ・部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名します。
- ・部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定めます。
- ・部会長は、部会の事務を掌理します。
- ・部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理します。
- ・部会の会議については、3の規定を準用します。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとします。

第4章 雜則

(雑則)

- ・この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。